

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第43号

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

香芝市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市の」を「香芝市（以下「市」という。）の」に改める。

別表中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項の次に次のように加える。

8 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表に次のように加える。

11 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。